十三の二　法第五十四条の二十三第六項の認可を受けた信用金庫連合会が当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十三の三　法第五十四条の二十三第六項の認可を受けた信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［十四～三十一　略］

2　［略］

3　法第八十七条第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三において同じ。）でない信用金庫電子決済等代行業者が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二　法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三　第百七十条の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

［号を加える。］

［十四～三十一　同上］

2　［同上］

［項を加える。］

［号を加える。］

4　金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　第二項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

5　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　略］

三　法第八十七条第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

6　［略］

7　［略］

8　法第三十二条第七項の規定は、第一項第十三号の二から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条　金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

［一～三　略］

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

［イ～リ　略］

ヌ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定紛争解決機関（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第百三十二条第一項第四号ニ及び第

3　金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十七条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　前項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

4　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　同上］

［号を加える。］

5　［同上］

6　［同上］

7　法第三十二条第七項の規定は、第一項第十四号から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～リ　同上］

ヌ　［同上］

(1)　指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第百三十二条第一項第四号ニ及び第百